

「代理店業務品質に関する評価指針」の 一部改正について

2025年10月24日

- 本協会では、代理店業務品質評価制度の2026年度からの本格運用に向けて、「代理店業務品質に関する評価指針(損害保険代理店向け)」(以下「評価指針」という。)について、2025年度中のトライアル運用を踏まえ、必要な改定を行うこととしている。
- 今般、本年7月から8月にかけて実施した「自己点検チェックシート等の改訂」に関する意見公募のほか、フォローアップ点検のトライアル運用(注)を踏まえ、評価基準の一部見直しを行うとともに制度運営に関する規定を整備等する観点から、評価指針を一部改正する。

(注)本年度、制度運営に関する実務的な規程やマニュアル等を整備すること等を目的として、協力代理店を対象に第三者評価を実施しているもの。

(1) 評価基準に関する見直し

① 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置に関する評価基準の新設

銀行等の代理店に対しても評価基準が網羅的な内容となるよう、銀行窓販における弊害防止措置に関する基準を新設する。なお、対象となる代理店の属性等も考慮し、評価基準全体のバランスを考慮した内容とする。

② 自己点検チェックシートにおける設問との整合化

自己点検チェックシートにおける設問のうち、代理店としての業務品質の確保のため特に必要と考えられるものについては、評価基準としてその趣旨を定めることで評価基準と自己点検チェックシートとの整合化を図る。

(2) 業務品質評価運営に関する規定の整備等

① 運営実務に関する見直し等

本制度の運営に関し、代理店業務品質評議会が十分に役割発揮できるようにするため、定例の開催回数を年2回から年4回に変更する(このほかに臨時開催も可能)ほか、フォローアップ点検のトライアル運用を踏まえ、同点検の標準処理期間を4か月間とする旨を定める。

② 制度運営主体の明確化

本年6月に「代理店業務品質評議会」が正式に発足したことを受けて、本制度運営に関する規定について実施主体を明確化(主語を「協会」から「評議会」に変更)する。

③ 利益相反管理に関する取扱いの見直し

利益相反管理に関し、金融庁の「顧客本位の業務運営に関する原則」等も踏まえ、代理店も金融事業者として適切な管理が求められるという認識のもと、専業代理店においても業務の実態に応じて措置が必要となることを明確化する。

④ その他所要の手当て

3. 施行の時期等

- この改正は、本改正案に関する意見公募の結果を踏まえ必要な修正を行った上、代理店業務品質評議会において審議・了承した日(2025年12月中を目処)から施行する。

<今後の主なスケジュール>

- 2025年10月 評価指針の改正案および自己点検チェックシート等の改訂案に関する意見公募の実施
- 2025年12月 代理店業務品質評議会(上記改正案等の審議)
- 2026年4月 代理店業務品質評価制度の本格運用開始